

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考																
	第2章 日進市の特質と災害要因	第2章 日進市の特質と災害要因																	
	第2節 社会的条件	第2節 社会的条件																	
1-5	<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>人口</td><td>本市の総人口は、<u>92,957</u>人で、65歳以上の高齢者は約 <u>18,700</u>人である（令和3年10月1日現在）。</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	人口	本市の総人口は、 <u>92,957</u> 人で、65歳以上の高齢者は約 <u>18,700</u> 人である（令和3年10月1日現在）。	<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>人口</td><td>本市の総人口は、<u>93,680</u>人で、65歳以上の高齢者は約 <u>18,900</u>人である（令和4年10月1日現在）。</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	人口	本市の総人口は、 <u>93,680</u> 人で、65歳以上の高齢者は約 <u>18,900</u> 人である（令和4年10月1日現在）。	数値の更新
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
人口	本市の総人口は、 <u>92,957</u> 人で、65歳以上の高齢者は約 <u>18,700</u> 人である（令和3年10月1日現在）。																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
人口	本市の総人口は、 <u>93,680</u> 人で、65歳以上の高齢者は約 <u>18,900</u> 人である（令和4年10月1日現在）。																		
	第5章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱																	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱																	
1-15	3. 指定地方行政機関 ④ 東海農政局 オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び <u>指導</u> を行う。	3. 指定地方行政機関 ④ 東海農政局 オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に <u>関する指導</u> 及び <u>助言</u> を行う。	表記の整理																
1-16	⑥ 中部経済産業局 エ (略) <u>(追加)</u>	⑥ 中部経済産業局 エ (略) <u>オ 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。</u>	業務見直しに伴う修正																
1-17	⑩ 第四管区海上保安本部 エ 海上の安全の確保を図るため、船舶に対して避難勧告、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。	⑩ 第四管区海上保安本部 エ 海上の安全の確保を図るため、船舶に対して避難勧告 (<u>港則法</u>)、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。	表記の整理																
1-18	⑭ 中部地方整備局 イ 初動対応 <u>(追加)</u> <u>i</u> 情報連絡員（リエゾン）等及び (略) <u>ii</u> 緊急車両の通行を確保するため (略)	⑭ 中部地方整備局 イ 初動対応 <u>i</u> <u>所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</u> <u>ii</u> 情報連絡員（リエゾン）等及び (略) <u>iii</u> 緊急車両の通行を確保するため (略)	表記の整理																
1-22	5. 指定公共機関 ⑬ 東邦瓦斯株式会社 ア 内容 (略) イ 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要者に対して、早期供給再開を図る。	5. 指定公共機関 ⑬ 東邦瓦斯株式会社 (<u>※</u>) ア 内容 (略) イ 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要者に対して、早期供給再開を図る。 <u>(※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)</u>	指定公共機関の追加に伴う修正																
1-23	⑰ ソフトバンク株式会社 (略) <u>(追加)</u>	⑰ ソフトバンク株式会社 (略) ⑳ <u>楽天モバイル株式会社</u> <u>ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</u>	指定公共機関の追加に伴う修正																

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考																
	<p>㉔ 一般社団法人日本建設業連合会 (略)</p> <p>㉕ 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス (略)</p>	<p><u>ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u></p> <p>㉔ 一般社団法人日本建設業連合会 (略)</p> <p>㉕ 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス (略)</p>																	
	第2編 災害予防計画	第2編 災害予防計画																	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進																	
	第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画	第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画																	
2-5	<p>2. ボランティアに関する計画</p> <p>① ボランティアの受入体制の整備 ア (略) イ 防災訓練等において協力団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。</p>	<p>2. ボランティアに関する計画</p> <p>① ボランティアの受入体制の整備 ア (略) イ 防災訓練等において協力団体の協力を得て、<u>広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンター</u>の立ち上げ訓練を行う。</p>	表記の整理																
	第2章 防災教育及び防災意識の向上	第2章 防災教育及び防災意識の向上																	
2-12	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学校等</td> <td>①～③ (略) ④ 学校行事における指導 学校行事等で、震災訓練の実施や防災関係機関、防災施設等の見学会を行い、学校及び地域における地震時の実践活動や避難行動等について学習させる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	(略)	(略)	学校等	①～③ (略) ④ 学校行事における指導 学校行事等で、震災訓練の実施や防災関係機関、防災施設等の見学会を行い、学校及び地域における地震時の実践活動や避難行動等について学習させる。	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学校等</td> <td>①～③ (略) ④ 学校行事における指導 学校行事等で、震災訓練の実施や防災関係機関、防災施設等の見学会を行い、学校及び地域における地震時の実践活動や避難行動等について学習させる<u>とともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	(略)	(略)	学校等	①～③ (略) ④ 学校行事における指導 学校行事等で、震災訓練の実施や防災関係機関、防災施設等の見学会を行い、学校及び地域における地震時の実践活動や避難行動等について学習させる <u>とともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u>	(略)	(略)	防災基本計画の修正を踏まえた修正
主体	内容																		
(略)	(略)																		
学校等	①～③ (略) ④ 学校行事における指導 学校行事等で、震災訓練の実施や防災関係機関、防災施設等の見学会を行い、学校及び地域における地震時の実践活動や避難行動等について学習させる。																		
(略)	(略)																		
主体	内容																		
(略)	(略)																		
学校等	①～③ (略) ④ 学校行事における指導 学校行事等で、震災訓練の実施や防災関係機関、防災施設等の見学会を行い、学校及び地域における地震時の実践活動や避難行動等について学習させる <u>とともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u>																		
(略)	(略)																		
	第3章 避難対策	第3章 避難対策																	
2-14	<p>2. 指定避難所の指定及び選定</p> <p>③ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。</p>	<p>2. 指定避難所の指定及び選定</p> <p>③ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。<u>なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機関の電源確保等に配慮するよう努力するものとする。</u></p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正																
2-15	<p>3. 避難所等が備えるべき施設</p> <p>③ バックアップ施設の整備：投光器、<u>自家発電設備</u>等</p>	<p>3. 避難所等が備えるべき施設</p> <p>③ バックアップ施設の整備：投光器、<u>再生可能エネルギー</u></p>																	

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
		<u>一の活用を含めた非常用発電設備等</u>	
	第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者	第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者	
	第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等	
2-26	1. 市における措置 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 ③ バックアップ設備の整備：投光器、 <u>自家発電設備等</u>	1. 市における措置 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 ③ バックアップ設備の整備：投光器、 <u>再生可能エネルギー一の活用を含めた非常用発電設備</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
2-28	② 避難行動要支援者名簿の整備等 エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をあらかじめ定めていく。(略)	② 避難行動要支援者名簿の整備等 エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、 <u>情報提供</u> の範囲をあらかじめ定めていく。(略)	表記の整理
2-29	③ 個別避難計画の作成等 イ 避難支援等関係者への事前の個別避難情報の提供 市は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。(略)	③ 個別避難計画の作成等 イ 避難支援等関係者への事前の個別避難情報の提供 市は、消防機関、警察、民生委員・ <u>児童委員</u> 、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、 <u>情報提供</u> の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。(略)	児童委員の追記（防災基本計画の表記と統一）
	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
2-34	1. 市及び防災関係機関における措置 (6) 防災中枢機能の充実 ① 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略) (7) 防災関係機関相互の連携 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、(略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>	1. 市及び防災関係機関における措置 (6) 防災中枢機能の充実 ① 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、 <u>再生可能エネルギー等の</u> 代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略) (7) 防災関係機関相互の連携 ① 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、(略) ② <u>市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</u> ③ <u>市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成する</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
2-35	<p>3. 情報の収集・連絡体制の整備等</p> <p>(3) 被災者等への情報伝達</p> <p>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</p>	<p><u>よう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、</u> <u>平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p>3. 情報の収集・連絡体制の整備等</p> <p>(3) 被災者等への情報伝達</p> <p>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</p>	表記の整理
	6. 非常用水源の確保	6. 非常用水源の確保	表記の整理
2-37	(2) 非常用水源の確保	(2) 非常用水源の確保	
	④プール、ため池、沈 殿 池、河川の利用	④プール、ため池、沈 殿 池、河川の利用	
	(略)	(略)	
	第9章 建築物等の安全化	第9章 建築物等の安全化	
	第2節 公共施設安全確保整備計画	第2節 公共施設安全確保整備計画	
2-47	<p>3. 公益施設</p> <p>(略)</p> <p>(6) 農地、農業用施設</p> <p>(略)</p> <p>また、防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。</p>	<p>3. 公益施設</p> <p>(略)</p> <p>(6) 農地、農業用施設</p> <p>(略)</p> <p>また防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。</p>	「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の施行に伴う整理
	第11章 広域応援・受援体制の整備	第11章 広域応援・受援体制の整備	
	第1節 広域応援・受援体制の整備	第1節 広域応援・受援体制の整備	
2-56	(略)	(略)	表記の整理
	(2) 受援体制の整備	(2) 受援体制の整備	
	受援体制の整備	受援体制の整備	
	・ (略)	・ (略)	
	・ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員 確保 制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	・ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員 派遣 制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	
	(略)	(略)	
	第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画	
	第4章 被害状況等の収集・伝達	第4章 被害状況等の収集・伝達	

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
3-9	<p>4. 市の措置</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告（略）</p> <p><u>この場合において、市長は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u></p> <p>(3) 行方不明者の情報収集</p> <p>捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。</p>	<p>4. 市の措置</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告（略）</p> <p><u>報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。</u></p> <p>(3) <u>安否不明者</u>・行方不明者の情報収集</p> <p>捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で<u>安否不明者</u>・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、<u>安否不明者</u>・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。</p>	<p>防災情報システムの改修更新に伴う修正</p> <p>「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」の反映</p>
3-10	<p>(4) 火災、災害即報要領に基づく報告</p> <p>① 市は、<u>火災</u>・災害即報要領（昭和59年10月15日消防第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（略）</p>	<p>(4) 火災、災害即報要領に基づく報告</p> <p>① 市は、<u>火災</u>・災害即報要領（昭和59年10月15日消防第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（略）</p>	<p>表記の整理</p>
	第6章 避難	第6章 避難	
	第1節 避難対策	第1節 避難対策	
3-14	<p>1. 市における措置</p> <p>(1) 避難の指示等（略）</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市長は、避難のため立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は「屋内安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台<u>又は</u>中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。</p>	<p>1. 市における措置</p> <p>(1) 避難の指示等（略）</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市長は、避難のため立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は「屋内安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、<u>中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p>
3-15	<p>4. 避難の誘導等</p> <p>(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設等を含め民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</p>	<p>4. 避難の誘導等</p> <p>(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設等を含め民生委員・<u>児童委員</u>や地域住民と連携して行うものとする。</p>	<p>児童委員の追記（防災基本計画の表記と統一）</p>
	第9章 救出	第9章 救出	
3-22	<p>市長は、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。行方不明者は捜索し保護する。（略）</p>	<p>市長は、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。<u>安否不明者</u>・行方不明者は捜索し保護する。（略）</p>	<p>「災害時における安否不明者・行方不明</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
			者・死者の氏名の公表方針」の反映
	第11章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第11章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
	第2節 防疫・保護衛生	第2節 防疫・保護衛生	
3-27	2. 栄養指導等 (1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。	2. 栄養指導 (1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえ修正
	第12章 水・生活・生活必需品の供給	第12章 水・生活・生活必需品の供給	
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
3-31	(略) (3) 米穀 ①～② (略) ③ 市長は、緊急に米穀を必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（ <u>政策統括官</u> ）に要請を行うことができる。 (略)	(略) (3) 米穀 ①～② (略) ③ 市長は、緊急に米穀を必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（ <u>農政局長</u> ）に要請を行うことができる。 (略)	国の組織再編に伴う修正
	第14章 鉄道施設・ライフライン施設の応急対策	第14章 鉄道施設・ライフライン施設の応急対策	
	第6節 通信施設の応急措置	第6節 通信施設の応急措置	
3-45	1. <u>電気</u> 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置	1. 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置	表記の整理
3-46	2. 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社 <u>及び</u> ソフトバンク株式会社）における措置	2. 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、 <u>ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社</u> ）における措置	指定公共機関の追加に伴う修正
	第16章 応急協力・派遣要請	第16章 応急協力・派遣要請	
	第3節 自衛隊の災害派遣	第3節 自衛隊の災害派遣	
3-54	5. 自衛隊の活動範囲 (9) <u>炊飯</u> 及び給水 (10) 物資の無償貸付又は譲与 (11) 危険物の保安及び除去 <u>(追加)</u> <u>(12)</u> その他	5. 自衛隊の活動範囲 (9) <u>給食</u> 及び給水 (10) 物資の無償貸付又は譲与 (11) 危険物の保安及び除去 <u>(12)</u> <u>入浴支援</u> <u>(13)</u> その他	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第22章 学校における対策	第22章 学校における対策	
	第4節 教科書、学用品等の給与	第4節 教科書、学用品等の給与	

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
3-71	<p>市は、災害により教科書、学用品等をそう失又はき損し、就学上支障をきたした市立小・中学校等の児童及び生徒に対して学用品等を給与する。(略)</p>	<p>市は、災害により教科書、学用品等をそう失又はき損し、就学上支障をきたした市立学校の児童・生徒に対して学用品等を給与する。(略)</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>第23章 航空機の活用</p>	<p>第23章 航空機の活用</p>	
3-72	<p>発災直後の上空から情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うため、県では<u>防災航空隊を設置</u>しており、市は応急活動で必要な場合に出動を要請するものとする。</p> <p>1. 活動内容</p> <p><u>愛知県防災航空隊は</u>、ヘリコプターの特性を活用でき、その必要性が認められる次の活動を行うものとする。</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>2. 応援要請基準</p> <p>市長は、次の要件のいずれかに該当し航空機が必要と判断した場合に、<u>知事に対して</u>防災ヘリコプターの応援要請を行うものとする。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>3. 出動要請</p> <p>市長等（<u>消防事務に関する一部事務組合の管理者含む。</u>）は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ<u>県防災安全局消防保安課防災航空グループ</u>に電話等により、次の事項について速報を行ってから、<u>緊急出動要請書</u>を提出するものとする。</p> <p>(1) 災害の種別</p> <p>(2) <u>災害の発生場所</u></p> <p>(3) <u>災害発生現場の気象状況</u></p> <p>(4) <u>飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制</u></p> <p>(5) <u>災害現場の最高指揮者の職、氏名及び連絡手段</u></p> <p>(6) <u>応援に要する資機材の品目及び数量</u></p> <p>(7) その他必要な事項</p> <p>このほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「<u>愛知県防災ヘリコプター緊急運行要領</u>」等の定めるところによる。</p>	<p>発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うため、県では、<u>ヘリコプターを用いた活動体制を整備</u>しており、市は応急活動で必要な場合に出動を要請するものとする。</p> <p>1. 活動内容</p> <p>ヘリコプターの特性を活用でき、その必要性が認められる次の活動を<u>基準とし</u>行うものとする。</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>2. 応援要請基準</p> <p>市長は、次の要件のいずれかに該当し航空機が必要と判断した場合に、防災ヘリコプターの応援要請を行うものとする。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>3. 出動要請</p> <p>市長等は、<u>消防</u>防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ<u>名古屋市消防航空隊</u>に電話等により、次の事項について速報を行ってから、<u>航空機隊支援出動要請書</u>を<u>名古屋市消防長</u>に提出するものとする。</p> <p>(1) 災害の種別</p> <p>(2) <u>航空機隊に求める活動の内容</u></p> <p>(3) <u>災害の発生場所</u></p> <p>(4) <u>災害発生場所の気象及び地形の状況</u></p> <p>(5) <u>離着陸場所の所在地</u></p> <p>(6) <u>現場指揮本部の無線の呼出名称</u></p> <p>(7) その他必要な事項</p> <p>このほか、<u>消防</u>防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「<u>名古屋市航空機隊支援出動要請要領</u>」等の定めるところによる。</p>	<p>県がヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。</p> <p>名古屋市航空機隊支援出動要請要領（令和4年4月1日施行）</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考																										
	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応																											
5-3	<p>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</p> <p>4. 避難対策等</p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <p>市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難勧告等により事前の避難を促す。</p> <p>（略）</p>	<p>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</p> <p>4. 避難対策等</p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <p>市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示等により事前の避難を促す。</p> <p>（略）</p>	標記の整理																										
5-7	<p>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>（略）</p> <p>「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表時間</th> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生等から5～30分</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地震発生等から最短で2時間</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分	（略）	（略）	地震発生等から最短で2時間	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	<p>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>（略）</p> <p>「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表時間</th> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生等から5～30分後</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地震発生等から最短で2時間後</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分 後	（略）	（略）	地震発生等から最短で2時間 後	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	表記の整理
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																											
地震発生等から5～30分	（略）	（略）																											
地震発生等から最短で2時間	（略）	（略）																											
	（略）	（略）																											
	（略）	（略）																											
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																											
地震発生等から5～30分 後	（略）	（略）																											
地震発生等から最短で2時間 後	（略）	（略）																											
	（略）	（略）																											
	（略）	（略）																											
	別紙「東海地震に関する事前対策」	別紙「東海地震に関する事前対策」																											
	第6章 発災に備えた直前対策	第6章 発災に備えた直前対策																											
	第5節 飲料水、ライフライン対策	第5節 飲料水、ライフライン対策																											
20	<p>5. 通信</p> <p>(2) 警戒宣言発令時の対応</p> <p>（略）</p> <p>① 地震防災応急対策等に関する広報</p> <p>（略）</p> <p>エ 西日本電信電話株式会社名古屋支店における業務実施状況</p>	<p>5. 通信</p> <p>(2) 警戒宣言発令時の対応</p> <p>（略）</p> <p>① 地震防災応急対策等に関する広報</p> <p>（略）</p> <p>エ 西日本電信電話株式会社東海支店における業務実施状況</p>	表記の整理																										